



時事寸考

施設長・医師の吉田晴彦です。今回は、薬の形について書こうと思います。薬には、注射剤・外用剤(貼り薬、点眼薬、座薬等)・内服剤(口から服用する薬)があります。内服剤はさらに、以下のように分類できます。

○シロップ:

水薬です。有効成分を溶液や懸濁液にしたもので、甘味がついていて小児に用いられるものが多いです。使用時に水に溶かすドライシロップもあります。

○散剤:

粉薬です。錠剤やカプセルに比べて、早い効果が期待できます。量の調整が容易であり、複数の薬剤を混合することもあります。苦味などのある薬剤で粒の周囲をコーティングした顆粒剤もあり、こちらは粒が大きくなっています。しかし、噛み潰してはいけません。散剤が飲みにくい場合には、最初に少量の水で口内を潤してから服用すると良いでしょう。

○カプセル剤:



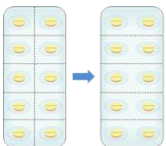
粒状の薬剤を包む硬カプセルと、液状の薬剤を包む軟カプセル(ソフトカプセル)があります。十分な量の水と共に服薬しないと、カプセルが咽喉に張り付くことがあります。危険です。

また、カプセルを外して内容物のみを服用してはいけません。



○錠剤:

素錠とコーティング錠とがあります。素錠で割線の入っているものは、薬剤が均等で分割可能です。それ以外のは基質やコーティングにより薬剤の安定化、味や臭いの矯正、胃酸からの保護(腸溶剤)、効果の持続(徐放剤)などの工夫をしていますから、十分な量の水と共に、そのまま服用します。ただしチュアブル錠(噛み砕いて使用)、口腔内崩壊錠(OD錠:水なしで服用できる)、舌下錠(舌の裏に置いて唾液で溶かす)などは別です。



錠剤やカプセル剤は普通、PTP包装によるシートになっていて管理や携帯に便利な反面、薬をシートごと誤飲する事故が多発しました。そのため、1996年から現在に至るまで、PTP包装シートに縦のミシン目がなくなり、1錠ずつに切り離せなくなっています。

イベント・コンサート ※内容等、変更となる場合がございます。

- 12月12日(土)合唱コンサート  
【歌おう会の皆さん】
- 12月19日(土)ヴァイオリンとピアノのデュオコンサート  
【山本絵理さん、遠藤百合さん】
- 12月23日(水)ピアノソロコンサート  
【安田章夫さん】
- 12月24日(木)ジャズコンサート  
【甲斐久仁江さん、鈴木史門さん】
- 12月25日(金)クリスマスコンサート  
【馬場尊子さん、ミュージックタイムの皆さん】
- 12月26日(土)ゴスペルコンサート  
【ワイルドオルガンの皆さん】
- 12月27日(日)弦楽四重奏コンサート  
【e-Cubeの皆さん】

※ロビーコンサートは、すべて13時30分からとなります。



栄養科より今月の一押しメニュー



12月は25日(金)クリスマスの昼食に、“パセリライス・コンソメスープ・チキンのピザ風焼き・ミニグラタン・デザート”をご用意する予定です。

また、31日(木)夕食の年越し椀に始まり、新年1月1日(金)~3日(日)は昼食を中心にお節料理をご用意します。元旦には黒豆・栗きんとんなど“お節盛り合わせ”、2日には“魚の西京焼き”“茶碗蒸し”、3日には“ちらし寿司”にイクラを添えてをご用意する予定です。お料理でお正月をお楽しみいただければと思います。



面会時のお願い

インフルエンザ流行時期のご面会時には、マスクの着用と手指の消毒をお願いしています。マスクはご持参いただくか、お忘れの際は1階総合案内横の販売機でご購入をお願いします。



なお、体調がすぐれない方のご面会は、お断りさせていただく場合もございますので、予めご了承ください。利用者さんの感染症予防のため、皆様のご協力をお願いいたします。

Cedar Walker で法律相談

シーダ祭での「無料法律相談会」の開催をきっかけにはじまったこの連載。今回のテーマは…

自筆証書で遺言を作る時の注意点

遺言には、三つの種類があります。具体的に言うと、公正証書遺言、自筆証書遺言、秘密証書遺言の三つです。

公正証書遺言は、公証人が作成する公正証書によって、作成する遺言です。公証人には、元裁判官や元検察官などの法律実務経験者が多く任命されていることもあり、公正証書遺言が法律の定める様式を満たさないことは、基本的にはないと考えて良いと思います。ただ、公証人に作成を委託すると一定の作成手数料が発生します。

他方、自筆証書遺言は自分で作成する遺言です。自分で作成するため、費用がかからないのが利点です。しかし、自筆証書遺言は方式が法律で厳格に規定されています。法律で規定されている様式を満たさない場合、せっかく作ったとしても遺言は無効になる可能性があります。そこで今回は、自筆証書遺言を作成する時の注意点についてお話しします。

自筆証書遺言は、「遺言者が、その全文、日付及び氏名を自署し、これに印を押す」ことによって作成します(民法968条1項)。

「自署」の要件はかなり厳格です。病気などの原因で手が震えて困難な場合に、他人の添え手による補助を受けて作成した場合であっても、原則的には「自署」の要件を満たさず、遺言は無効になると理解されています(例外もありますが、有効と言うには極めて厳格な要件を満たさなければなりません)。

「日付」もまた、自署でなければなりません。日付印を使用してしまうと、それだけで遺言は無効になってしまいます。また、「平成〇年〇月〇日」と記載された遺言も、特定の日付を表示したものと解されないため無効になります。

ワープロやパソコン、点字機などの機械を使用した場合、テープやビデオなどにより音声を録音する形で作製した遺言も、基本的には自署の要件を満たさずに無効になると理解されています。

遺言は厳格な要式行為です。作成に迷った時には無理をせず、弁護士などの専門家に相談することをお勧めします。

桜丘法律事務所 弁護士  
師子角 允彬(ししかど のぶあき)

(電話)03-3780-0991 (WEB <http://www.sakuragaoka.gr.jp/>)



# 2015 年度シーダ祭 開催しました！



10月18日(日)にシーダ祭が行われました。今年はフードの販売、ボランティアによるフラダンスや歌、利用者さんの作品展示(フラワーアレンジメント、俳句、コラージュ、書道など)と、施設外ではバルーンアートやヨーヨー釣り、射的やバザーを行いました。当日は天気にも恵まれ、利用者さんをはじめ大勢の方にお越しいただきました。ボランティアの方々の協力もあり、無事に終えることが出来ました。



《フラワーアレンジメント》



《ヨーヨー釣り》



《射的》



マスコットキャラクター「くまっち」が利用者さんや子供たちに大人気！じゃんけんをして勝ったお子さんたちに、ハートの風船をプレゼント♪

1階のフードコーナーも、大盛況でした。大人気のメロンパンは早々に売り切れてしまいました！



スタッフが作ったバルーンアートも、皆さんに大人気でした！フロにも劣らない器用さで、あっという間に出来上がり！



ご来場くださった皆さま、ご協力くださった皆さまに心より感謝いたします。

今月の専門職  
介護職

介護老人保健施設(老健)の介護福祉士は、日常的なケアと他の専門職と協働して専門的なケアを行います。利用者さんは日常生活に何らかの問題を抱えた方々なので、老健で働く職種の中で最も人数が多く、移動・食事・清潔などに関する日常的なケアを提供しています。